

# 広報たてやま

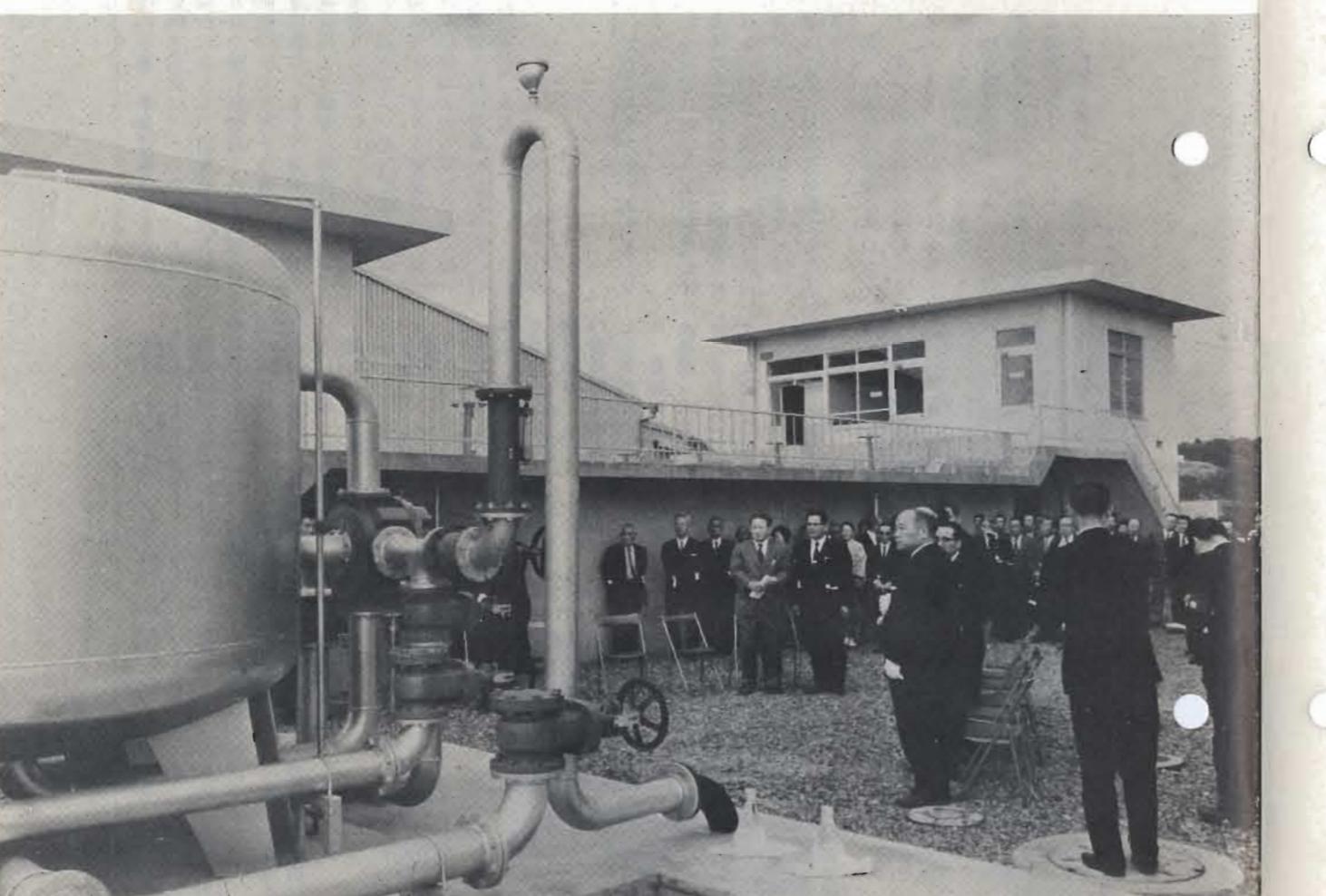
昭和47年4月号(毎月15日発行)

■発行/館山市役所

■電話/②3111(代表)

■No 253

3月分人口の動き		
総人口	56,389人	
男	27,124人	女 29,265人
世帯数	16,606世帯	
出生	90人(男 42・女 48)	
死亡	53人(男 30・女 23)	
転入	443人(男 223・女 220)	
転出	834人(男 451・女 383)	



4月

今月の納税		
軽自動車税	全期	
固定資産税	一期	

納期限は4月二十八日

昭和四十五年十一月から工事が進められていた西部簡易水道の全工事が完了し、さる三月二十四日、佐野の浄水場で竣工式が行なわれました。

この水道の完成で、水資源に乏しかったこの地域の水不足も解消し、生活用水のほか観光にも利用されることになります。

給水区域は佐野から平砂浦海岸沿いに洲崎までの十一地区で給水人口は三千六百人。深さ百㍍の井戸四本からみあげられた水は浄水場でろ過され、すべて機械により自動的に各家庭に給水されます。工費は約二億六百万円かかりました。

昭和47年4月15日

## 生ワク

### 小児マヒ予防

◇該当児(イ)昭和46年7月から12月までに生れた赤ちゃん。

(ロ)現在2回すまない幼児。

◇料金 無料

◇ご注意〇当日、お子さんの体温をはかり、母子手帳を持参してください。

〇このワクチンは2回服用しないと免疫になりません。必ず2回受けましょう。

〇下痢をしたり、熱のあるとき、その他体に異常のあるときは必ずお医者さんにご相談ください。

〇種痘をうけてから4週間を過ぎない子はうけられません。また、生ワクをのんでから2週間以内は麻しん(はしか)の予防接種一回め(不活化ワクチンK)を接種できません。

第二回めの接種後は、他の生ワクチンは前後1ヶ月の間隔をおかなくてはなりません。問診票は会場に備えてありますので、筆記用具をおもちください。

△申告できる方 昭和15年4月29日付で金鶴勲章をうけ総理大臣から銀杯

△申告できる方 昭和15年4月29日付で金鶴勲章をうけ総理大臣から銀杯

△主催 館山青年会議所

△とき 五月五日午後六時から

△ところ 館山市民センター

△出演 有馬徹とノーチェ・クバーナ、陸上自衛隊中央音楽隊

△入場料は五百円。前売券はボスターの貼つてあるお店で。当

△アンケートをお願いします。

### 中小企業融資

申込みは毎月十日まで

### ハンス・ホツター演奏会

県民芸術劇場

### 曲目

曲目: シューベルト「冬の旅」

△主催: 千葉県教育委員会、千葉県文化会館

月	曜	時	間	場	所
4.20	木	1.30~2.00		東小学校	
" "		2.10~2.40		西小学校	
21	金	1.30~2.00		富崎小学校	
" "		2.10~2.40		神戸小学校	
24	月	1.30~2.00		野神小学校	
" "		2.10~2.40		九重小学校	
25	火	1.30~2.00		豊神小学校	
" "		2.10~2.40		余古小学校	
26	水	1.30~2.00		那船小学校	
" "		2.30~3.00		形小学校	
27	木	1.30~2.30		那船小学校	
28	金	1.30~2.30		市民センター	

△訂正 前号三「最下段右から二行目「三十万以上」は「三十万以下」に、八「心配」と相談

△「毎週火曜」を「毎週水曜」にそれぞれ訂正します。

農地の紛争解決に農委の仲介制度を

ご利用ください

農業委員会の会長の指名した三人の仲介委員です。仲介がむずかしい場合には知事が仲介を行ないます。

農地の紛争でお困りの方がありまして、遠慮なく市農業委員会にご相談ください。

内線二七八番

## 図書館だより

図書館に新しく次の図書が入りました。ご利用ください。

市は賃付額五十万円未満は一人、それ以上の場合は二人。

△武者小路実篤／『人の男』、下板坂康弘／『日本人研究第一』、吉田知子／『天地玄黄』、瀬戸内晴美／『輪環』、尾川正二／『極限のなかの人間』、村松喬／『教育の森その後』、曾野綾子／『傷ついた森』、小島政二郎／『人妻椿』、北住敏夫／『古代と歴の諸相』、三宅勇三／『さび結』、小泉喜六／『人生の屏』、白石雅俊／『ボウリング教室』、森村桂／『森村桂宮殿に住む』、黒岩重吾／『臣大な墓標』、森村桂／『森村桂宮殿に住む』、

△訂正 前号三「最下段右から二行目「三十万以上」は「三十万以下」に、八「心配」と相談

△「毎週火曜」を「毎週水曜」にそれぞれ訂正します。

農地の利用などをめぐる争いを解決するために、農業委員会が、和解の仲介にあたります。

この制度は、昭和四十五年の農地法の改正で、裁判所の農事調停制度より身近かで簡単に解決を図る機関として新しく設けられたもののです。

申し立ては、紛争の当事者に立派な農地の利用などをめぐる争いを解決するため、農業委員会が、和解の仲介にあたります。

この制度は、昭和四十五年の農地法の改正で、裁判所の農事調停制度より身近かで簡単に解決を図る機関として新しく設けられたもののです。

</div









